

2026年1月吉日

特定退職金共済加入事業所 各位

沖縄商工会議所

特定退職金共済制度の「退職通知書兼給付金請求書」と一体化した
「退職所得の受給に関する申告書」の使用停止について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、2026年1月1日以降に支払われる退職手当等に関しまして、税制の改正に伴い、「退職所得の受給に関する申告書」の様式や手続きに変更がございますのでご案内申し上げます。

今回の改正の主要なポイントは、退職所得控除の計算方法の見直しです。特に、複数の退職金を受け取る場合において、先にiDeCoを含む確定拠出年金からの一時金支払を受けけるケースについて、新たなルールが追加されることとなりました。この変更により、申告書の記載事項が増えることとなります。

それに伴い、従来ご使用いただいている「退職通知書兼給付金請求書」と一体化した「退職所得の受給に関する申告書」の使用を停止し、国税庁のホームページに公開されている様式をご利用いただくこととなります。

お手数をおかけいたしますが、皆さまにおかれましては、以下のご案内をご参照いただき、手続きをお願いいたします。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 2026年改正の主な変更点

退職金の税務処理にいくつかの重要な変更点が生じます。特に複数の退職金を受け取る場合の申告手続きについて、詳細な記載事項やルールの見直しが行われます。加入者が特退金団体から退職金を受け取る際も、この新しいルールに基づいた申告書の提出が求められます。

（1）勤続期間の重複排除ルールの強化

複数の退職金を受け取る場合の「勤続期間の重複調整」について、先にiDeCoを含む確定拠出年金からの一時金支払を受け取る場合、従来の5年ルールから10年ルールへと変更されます。確定拠出年金以外については5年ルールが存置されます。

これにより、iDeCoを含む確定拠出年金を受け取ってから10年以内に特退金からの退職金を受け取っている場合は、控除額の調整が行われます。

(2) 申告書の記載事項の追加

複数の退職金を受け取る場合、従来は5年ルール、20年ルールによる退職所得控除の調整がありましたが、(1)の新設により、先にiDeCoを含む確定拠出年金からの一時金支払を受け取る場合に限り、過去10年以内に受け取った退職金の詳細情報（支払者の所在地・名称、支払い年月日、金額など）を申告書に記載することになります。

2. 「退職所得の受給に関する申告書」の様式変更について

2026年1月1日以降に支払われる「退職所得の受給に関する申告書」については、従来の「退職通知書兼給付金請求書」と一体化した様式はご使用にならず、国税庁が提供する共通フォーマットをご利用ください。対応方法は、以下のとおりです。

団体さまから加入者へ 退職給付金を支払する日	退職通知書兼給付金請求書の作成	退職所得の受給に関する申告書の作成
2025年12月末日以前	従来の複写帳票	退職通知書兼給付金請求書と一体化
2026年1月1日以降	従来の複写帳票(※1)	国税庁様式共通フォーマット(※2)

※1. 以下、斜線を引いてご利用ください。(参考(1)参照)

弊社帳票増刷時に、「退職所得の受給に関する申告書」欄を削除予定です。

※2. 国税庁のホームページより「退職所得の受給に関する申告書」をダウンロードして印刷してください。

https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hojin/010705/pdf/0025006-122_07.pdf

【参考】

(1) 退職通知書兼給付金請求書の取扱いイメージ

(2) 退職所得の受給に関する申告書

(2026年1月1日より※支払日基準)

※国税庁ホームページよりダウンロード

(1) と (2) 両方の提出が必要です。

3. よくあるご質問

質問内容		回答
1	既に取り付け済みの退職通知書兼給付金請求書でも、支払いが2026年1月1日以降になる場合、再度申告書を作成し直す必要がありますか	はい、必要です。詳細については、お近くの税務署にご相談ください。
2	申告書の記入例や見本はありますか	国税庁のホームページに 「申告書の書き方」 が記載されていますので、こちらをご確認ください。

ご不明点等がございましたら、お問い合わせ先までご連絡下さい。

以上

〈お問合せ先〉

沖縄商工会議所

会員サービス課：齋藤・畠中・吉田

TEL : 098-938-8022